

川西市市営住宅等に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出たうえ、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑いなど騒ぎ立てないこと。
- (3) はちまき、たすきをするなど示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反するとき、これを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

付 則

この要領は、令和2年7月7日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。